

第1回 越前市立地適正化計画改定委員会 資料

目 次

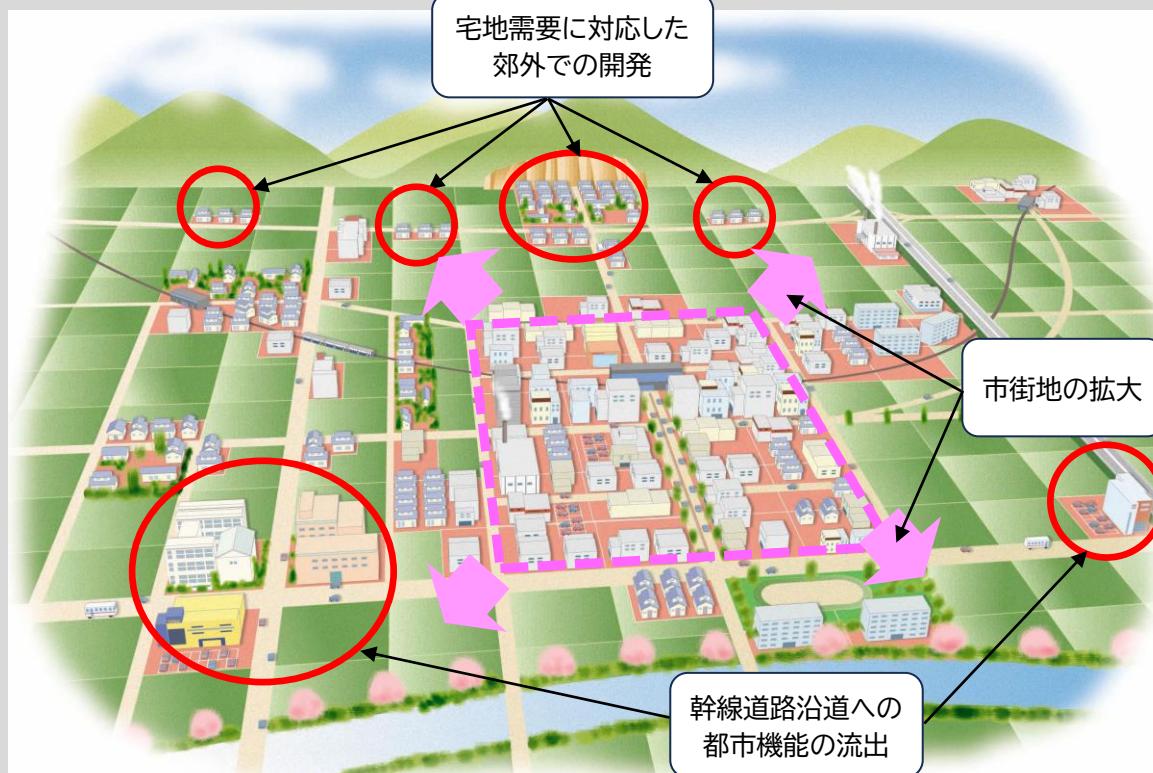
1. 立地適正化計画の制度概要	1
1-1 立地適正化計画制度創設の背景	1
1-2 立地適正化計画とは（一般論）	2
1-3 立地適正化計画の疑問	3
2. 現行計画の概要	4
3. 改定のポイント	6
3-1 第2期越前市都市計画マスタープランの反映	6
3-2 防災指針の作成	7
3-3 地域公共交通計画との連携	8
3-4 改定箇所のイメージ	8
4. 策定スケジュール	9
(参考)現行計画の進捗状況	10

令和6年6月5日
越前市

1-1 立地適正化計画制度創設の背景(平成 26 年度創設)

これまで…

- 人口増加に伴う宅地需要への対応、車社会の進行に伴う郊外化の進展
⇒市街地が拡大する拡散型の都市が形成

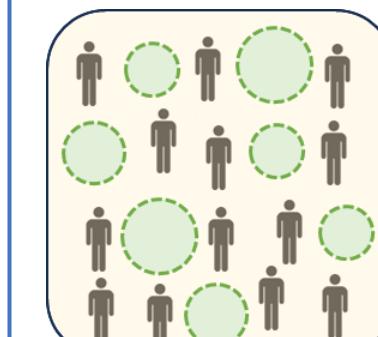


これからは…

- 人口減少社会へ

⇒人口減少は地方都市だけでなく全国共通の課題へ
(2023 年には 47 都道府県すべてで人口が減少)
⇒中山間部だけでなく、人口増加に伴い整備された郊外の住宅地、まちなかでも人口が減少

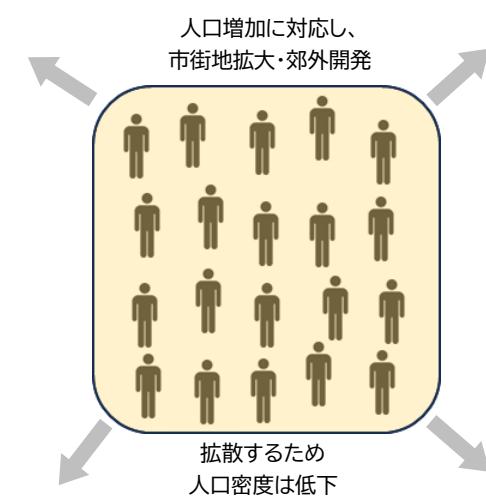
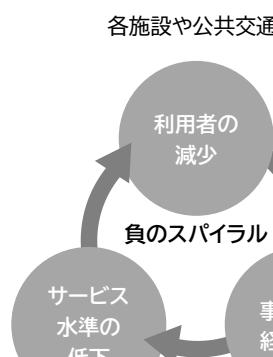
人口は減るが、
拡大・開発された整備面積は減らない



- 暮らしやすさや活力、魅力が低下

⇒商業施設、医療施設、福祉施設、公共交通等、生活に必要な施設、機能の利便性が低下
(営業日の減少や撤退、バス・鉄道路線の便数減、廃止等)

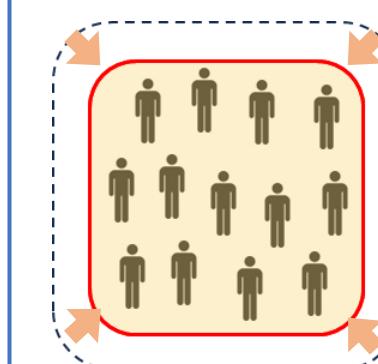
各施設や公共交通



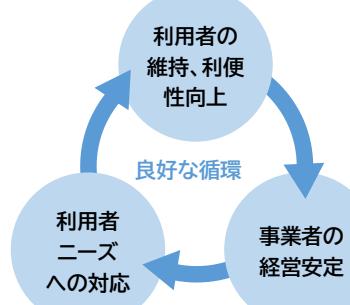
- 人口増加に対応
⇒市街地の拡大
⇒郊外の開発

- 車社会の進行
⇒幹線道路沿道への都市機能の流出

- 市街地拡大や郊外開発に対応
⇒道路、公園、下水道等の生活に必要なインフラを整備



各施設や公共交通



- 人口密度の維持が必要

⇒居住を誘導
生活を支える施設、機能を集積
公共交通ネットワークの再構築

人や都市機能を集める

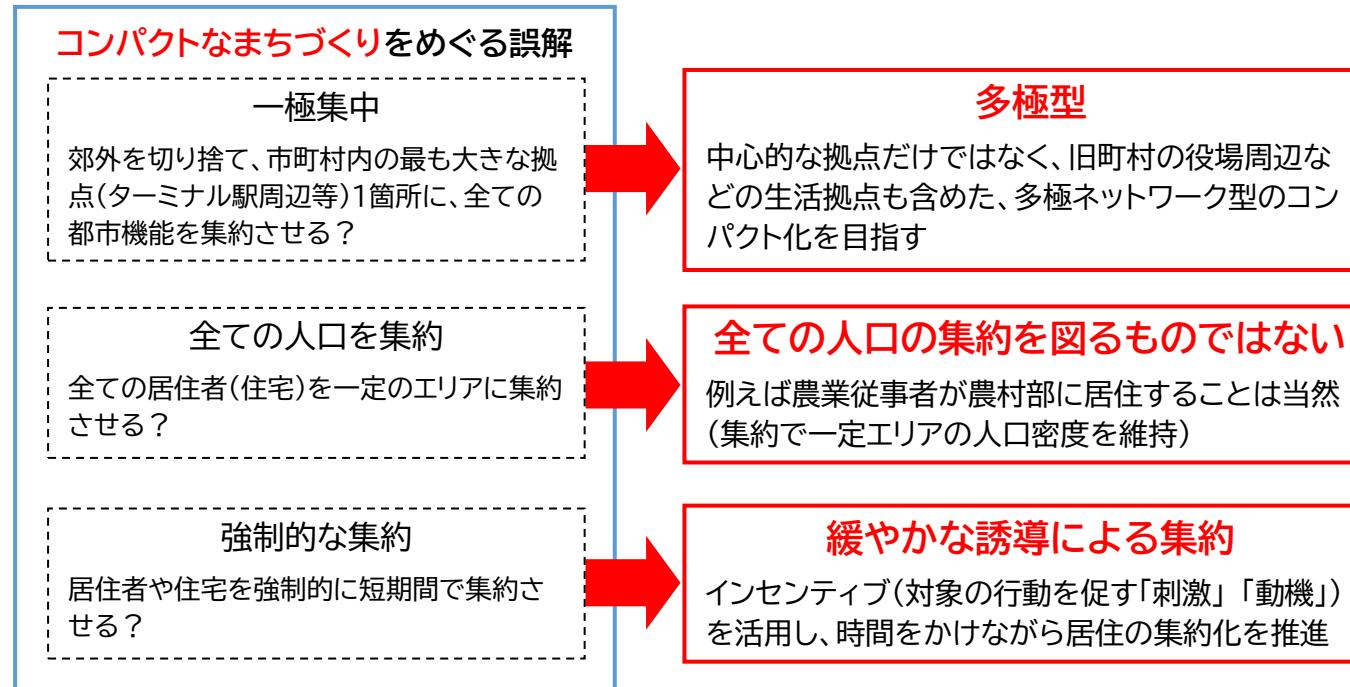
地域をつなぐ
移動手段の確保

1-2 立地適正化計画とは（一般論）

(1) 立地適正化計画の目的

- 「コンパクトなまちづくり」を推進し、全国的な急激な人口減少や高齢化においても、
人口密度を維持すること

国土交通省資料抜粋(第2回越前市都市計画マスターplan策定及び立地適正化計画改定委員会資料)



(2) 市町村都市計画マスターplanとの関係

- 市町村都市計画マスターplan : 市町村の都市計画に関する基本的な方針を示す
(都市計画法第18条の2)

▼整合

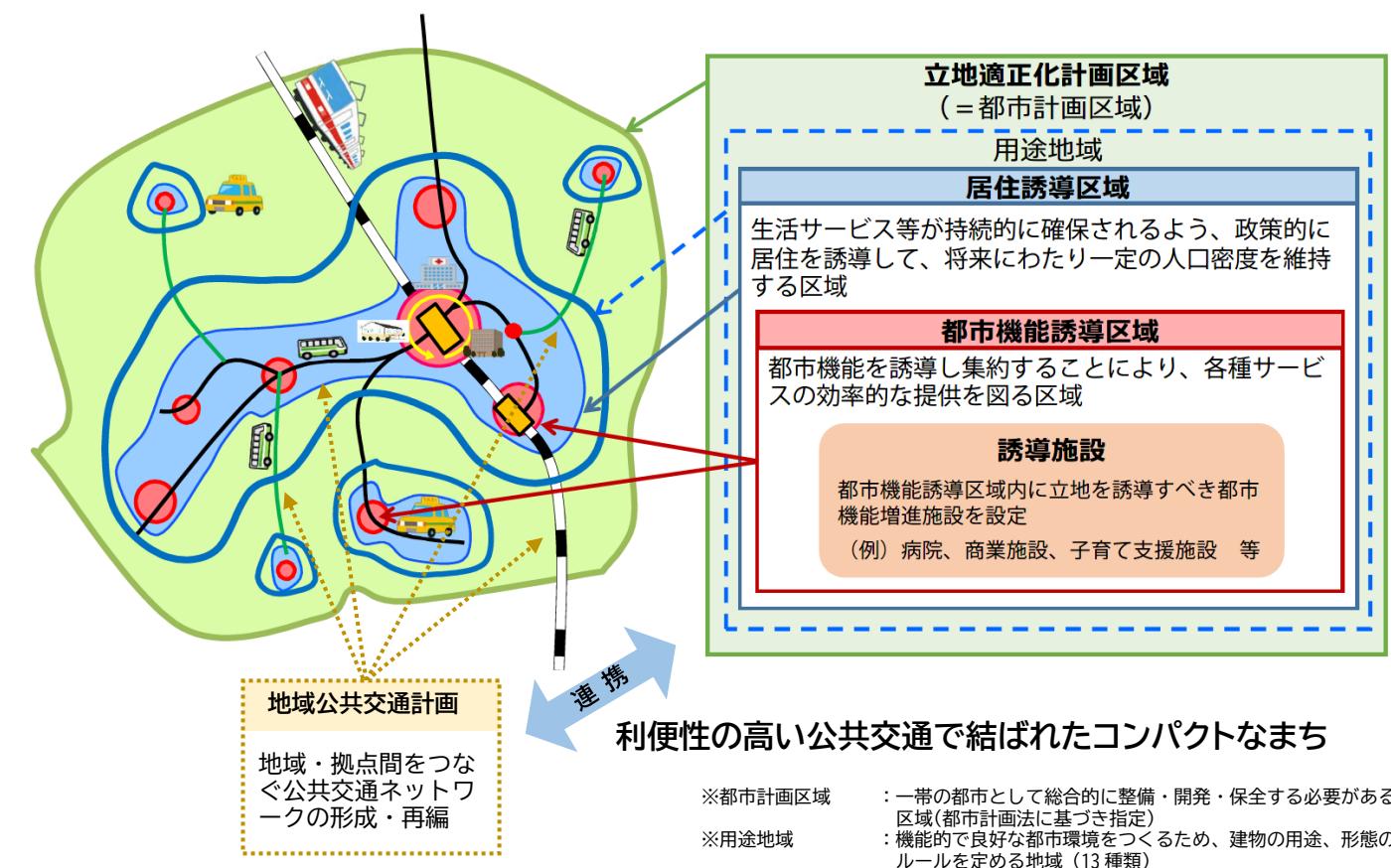
■ 立地適正化計画 : 居住を誘導する区域、生活を支える施設等を集める
区域、そのための施策等を示す

立地適正化計画は、都市計画マスターplanの一部

(3) 計画の対象区域と主な記載事項

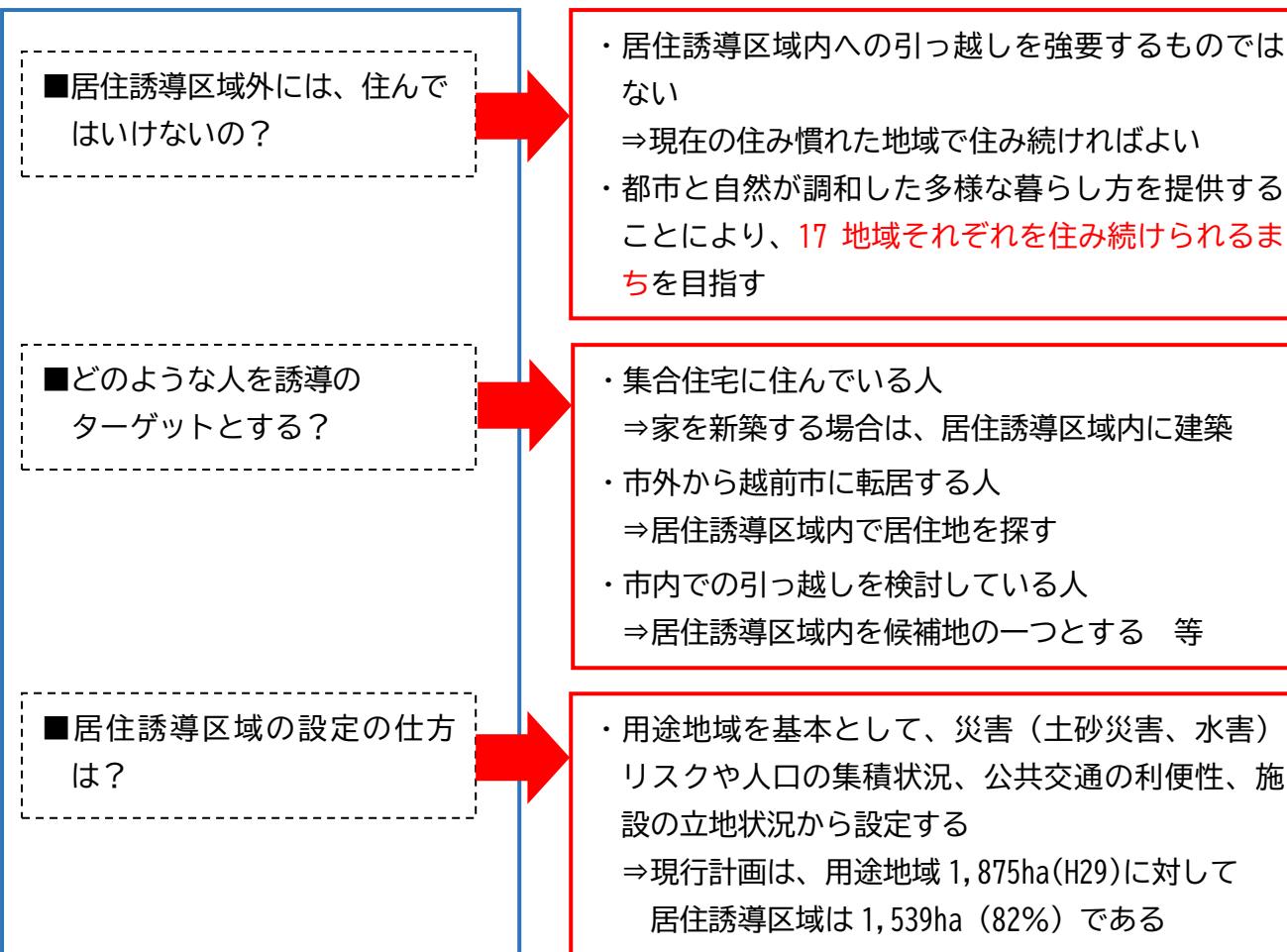
- 計画の対象区域 : 都市計画区域
(主な記載事項)
- 住宅及び都市機能増進施設※の立地の適正化に関する基本的な方針
※居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で都市機能の増進に著しく寄与する施設
病院、福祉センター、学校、こども園、ショッピングセンター、市役所、銀行、図書館 等
- 誘導区域の設定
 - ・居住誘導区域 : 居住を誘導する区域
 - ・都市機能誘導区域 : 生活を支える機能(都市機能※)を誘導する区域
※医療・福祉、教育、金融、商業等の生活を支える機能
- 誘導施設の設定
 - ・誘導施設 : 都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設
- 居住、誘導施設を誘導するための施策(誘導施策)
- 防災指針(R2追加) : 誘導区域内の防災・減災に関する指針 等

(4) 立地適正化計画のイメージ

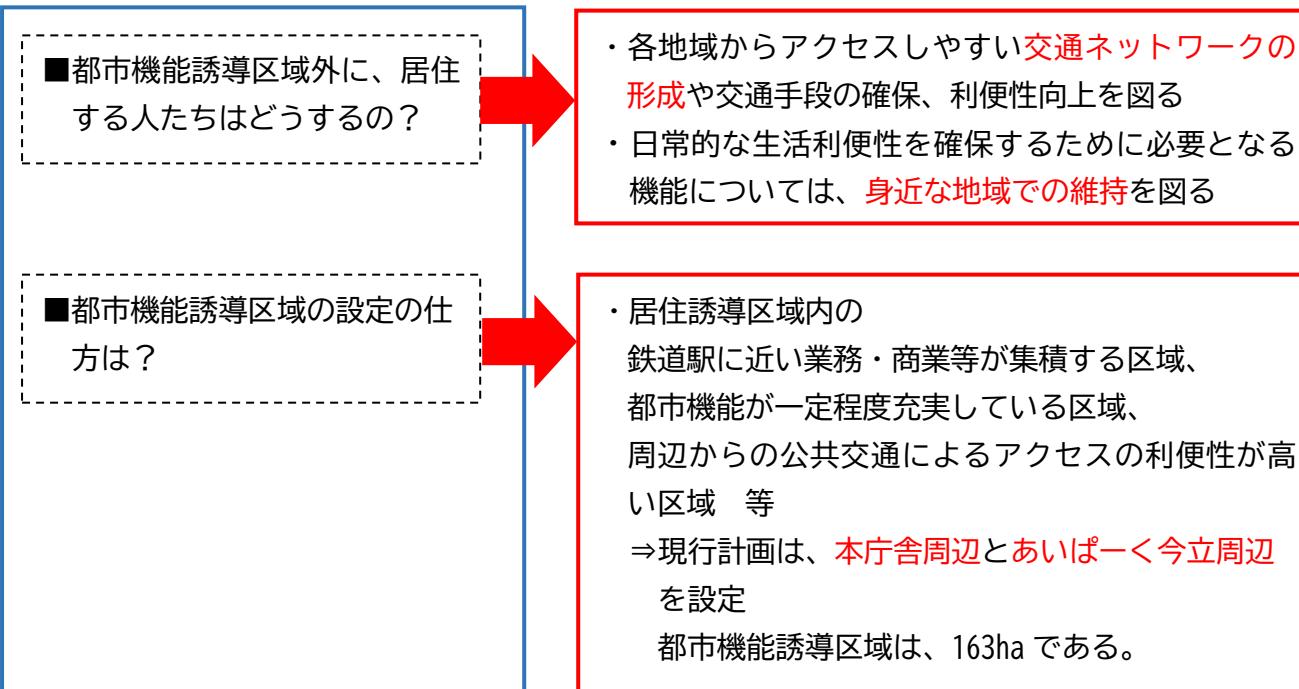


1-3 立地適正化計画に対する疑問

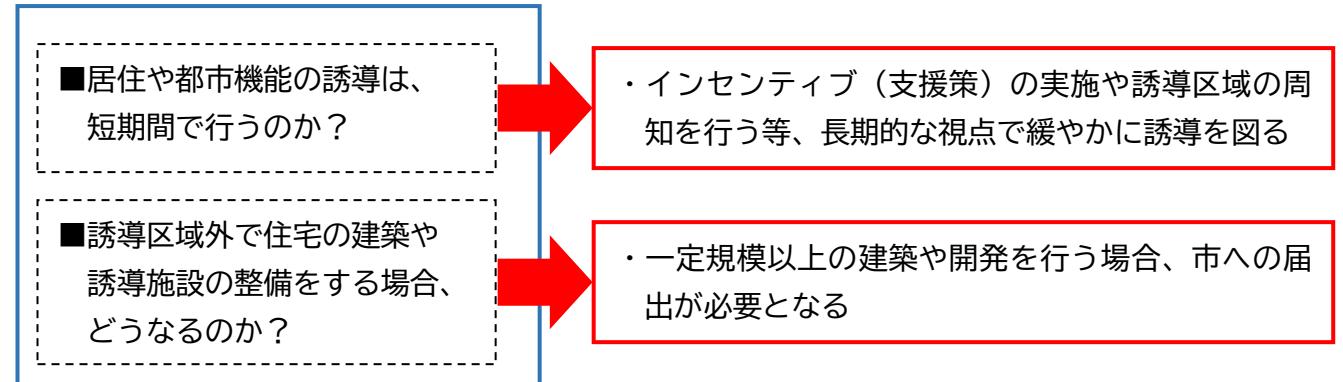
(1) 居住誘導区域 :居住を誘導する区域



(2) 都市機能誘導区域 :生活を支える機能(都市機能※)を集める区域



(3) 実現化に向けて



2. 現行計画の概要

(1) 作成年と目標年次

作成年：平成 29 年 3 月
目標年次：令和 22 年度

(2) まちづくりの方針(概要版 p2)

「持続可能なネットワーク型コンパクトシティ」

中心市街地を中心として、市民生活を豊かにする都市機能の充実、公共交通を中心とするネットワークの構築により、まちなか、その周辺部及び農山村部がネットワーク化された、コンパクトで持続的に発展するまちを目指す。

(3) 居住誘導区域の設定方針(概要版 p6)

■用途地域を基本(1,875ha)

■居住誘導区域に含むべきでない区域（都市再生特別措置法と都市計画運用指針に記載）

分類	名称	含めない理由
災害リスクが高いエリア	急傾斜地崩壊危険区域	都市計画運用指針において原則含まない区域
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害は、一旦発生すると被害が甚大であり、事前の予測・避難が困難で十分な対策を行いにくい。 (都市計画運用指針では、状況を勘案し、適当でないと判断される場合は、原則として含まない区域)
工業系用途地域	工業地域	「主として工業の利便の増進を図る区域」であり、将来的に居住を誘導する区域としては不適切
	準工業地域	現況土地利用や駅勢圏等を検証し、判断

■妥当性の検証

- ・視点 1 人口の集積状況
⇒ 人口密度の維持
- ・視点 2 公共交通の利便性、アクセス性
⇒ 鉄道・路線バス・市民バスの路線、運行数との整合
- ・視点 3 身近な生活サービス施設の利便性
⇒ 医療施設・高齢者福祉施設・商業施設・子育て関連施設の利用圏域との整合

■居住誘導区域を設定 (1,539ha)

(4) 都市機能誘導区域の設定方針(概要版 p6)

■居住誘導区域内



■中心拠点、地域拠点を有する区域



■中心拠点：本庁舎周辺地区(141ha)

地域拠点：複合施設（あいぱーく今立）周辺地区(23ha)を設定

表 拠点のイメージ

拠点類型	地区の特性	地区例
中心拠点	市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、行政中核機能、総合病院、商業集積等の工事の都市機能を提供する拠点	・中心市街地活性化基本計画の中心市街地 ・市役所や市の中心となる鉄道駅の周辺 ・業務・商業機能等が集積している地区等
地域/生活拠点	地域の中心として地域住民に行政支所機能、診療所、食品、スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点	・行政支所や地域の中心となる駅、バス停の周辺 ・近隣商業地域など小売り機能等が一定程度集積している地区 ・合併町村の旧庁舎周辺地区等

(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」抜粋)

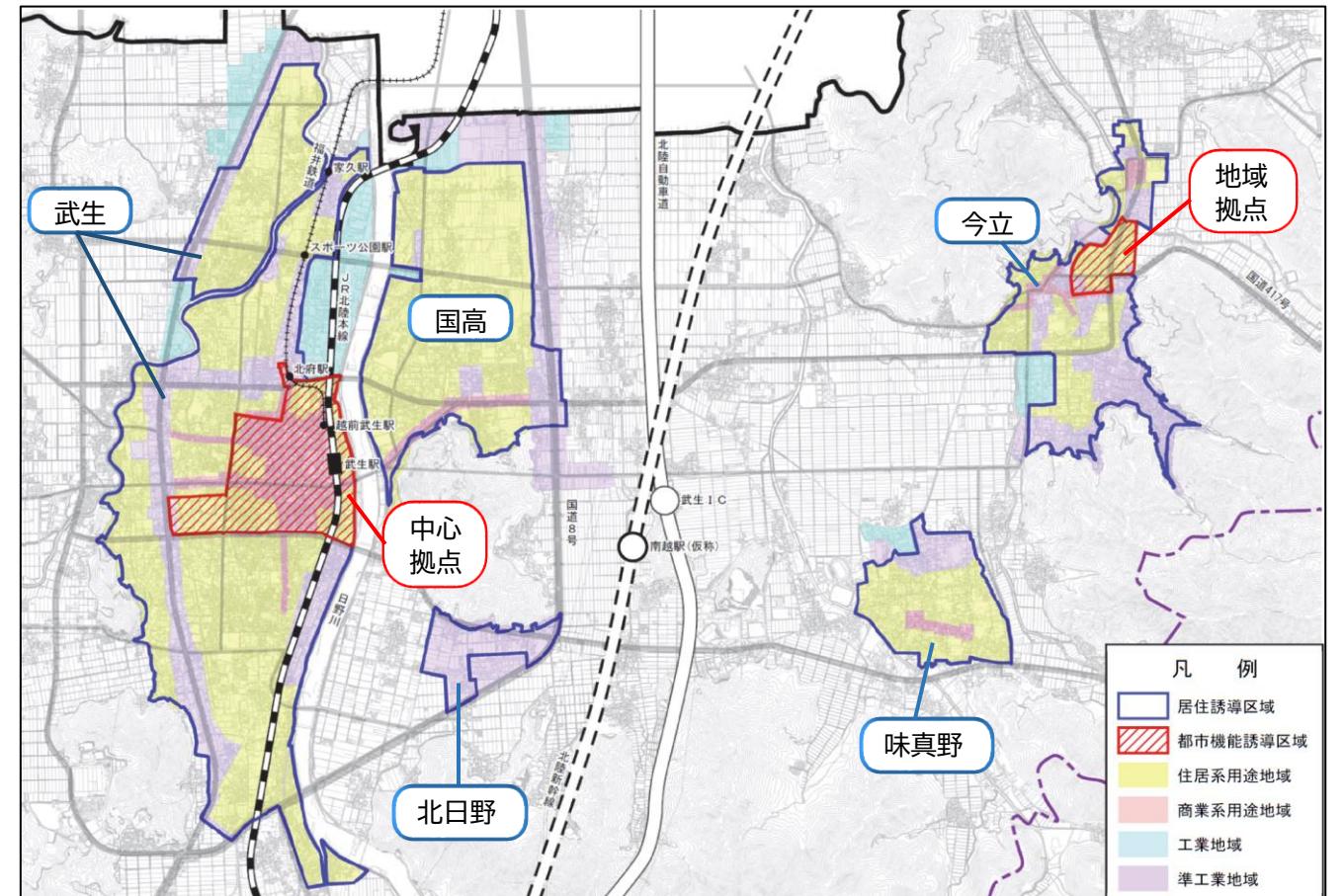


図 現行計画の居住誘導区域、都市機能誘導区域

表 現行計画の居住誘導区域、都市機能誘導区域の面積と割合

市街地	A. 用途地域 (ha)	B. 居住誘導区域 (ha)	C. 都市機能誘導区域 (ha)	B/A	C/A
武生	990	862	141	87%	14%
国高	460	328	—	71%	—
味真野	124	112	—	90%	—
北日野	60	42	—	71%	—
今立	242	196	23	81%	10%
合計	1,875	1,539	163	82%	9%

2. 現行計画の概要

(5) 誘導施設(概要版 p7)

都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設※
 ※居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で都市機能の増進に著しく寄与する施設
 病院、福祉センター、学校、こども園、ショッピングセンター、市役所、銀行、図書館 等

表 現行計画の誘導施設

都市機能	本庁舎周辺	複合施設周辺	生活サービス機能 (地域住民を対象とする日常生活サービスを提供する機能)
	高次都市機能 (質の高いサービスを日常生活の圏域を越えた市全域、全市民を対象に提供する機能)	地域都市機能 (市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供する機能)	
行政機能	●中枢的な行政機能 ・本庁舎、支所	●市東部地域を対象とする行政窓口機能	●日常生活を営む上で必要となる行政サービス機能 ・出張所
介護福祉機能	●市全域を対象とする高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・地域包括支援センター(介護保険法第115条46に基づく地域包括支援センター)	●主に市東部地域を対象とする高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	●高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 ・在宅系介護施設、コミュニティサロン
子育て機能	●市全域を対象とする児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ・子育て支援センター(子育て支援のための地域の総合的拠点で、子育てに関する無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う施設)	●主に市東部地域を対象とする児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	●子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 ・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・児童館
商業機能	●時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 ・大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法に基づく、店舗面積の合計が1,000m ² 以上の大規模小売店舗)	●主に市東部地域を対象とする買い物、食事を提供する機能	●日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 ・スーパー・コンビニ等
医療機能	●市全域を対象とする総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 ・病院(医療法第1条の5(20床以上の入院施設を持つ医療機関))	●主に市東部地域を対象とする総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 ・診療所	●日常的な診療を受けることができる機能 ・診療所
文化機能	●市全域を対象とする教育文化サービスの拠点となる機能 ・文化ホール、図書館(図書館法第2条第1項)	●主に市東部地域を対象とする教育文化サービスの拠点となる機能	●地域における社会教育活動を支える拠点となる機能 ・社会教育センター

赤文字:誘導施設 ()は根拠法等

(6) 誘導施策(概要版 p8)

① 居住誘導区域内

■届出制度(都市再生特別措置法)

⇒区域外において一定規模以上の住宅を目的とした開発行為、建築等行為を行う場合、市へ届出が必要

○開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000m²以上のもの
 - ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ①の例示 3戸の開発行為 
- ②の例示 1,300m² 1戸の開発行為 
- 800m² 2戸の開発行為 

○建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
 - ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合
- ①の例示 3戸の建築行為 
- 1戸の建築行為 

■独自の施策

施 策	内 容
緩やかな居住の誘導	住宅の取得、リフォーム、空家の解体等に対する補助金の交付や家賃補助
U I Jターンや定住の促進	空家や空室の情報や、住まいに関する支援制度等の情報提供
公共交通の利便性向上	バスの利用者ニーズに応じたルートやダイヤの見直し、停留所の移設・新設
災害に強い市街地環境の整備	浸水対策の推進による災害リスクの軽減 ハザードマップの活用による災害リスクの周知
高齢者の居住環境の向上	基幹型地域包括支援センターの機能維持、地域包括支援センター・地域包括サブセンターとの役割分担の明確化
子ども子育て環境の充実	認定こども園の普及、相談体制の強化

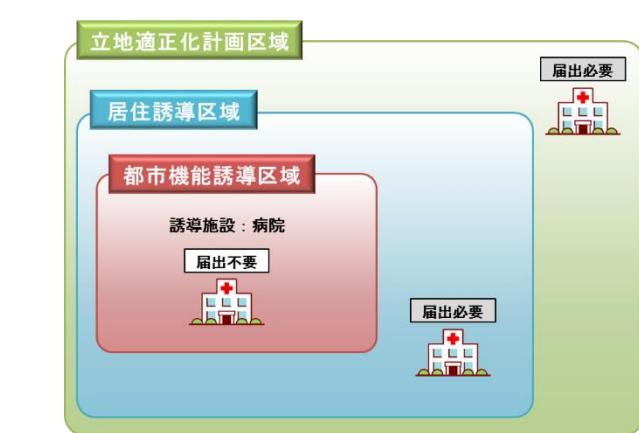
②都市機能誘導区域内

■届出制度(都市再生特別措置法)

⇒区域外において誘導施設を整備する場合、市への届出が必要

■独自の施策

公共施設の適正配置及び公的不動産の管理・活用	越前市公共施設等総合管理計画に基づく再編・管理
交通結節機能の強化・向上	鉄道駅やターミナル機能を有するバス停の環境整備
北陸新幹線新駅周辺の活力吸引によるまちの活性化	新幹線駅と各拠点を連絡する二次交通の確保



3-1 第2期越前市都市計画マスタープランの反映

(1) 策定年と目標年次

策定年：令和6年3月（第2期計画として策定）

目標年次：令和22年度

(2) 都市の将来像

■まちづくりのテーマ

住み続けられるまち 越前～都市と自然の調和～

⇒越前市を構成する17地域それぞれを「住み続けられるまち」に

■まちづくりの方向性

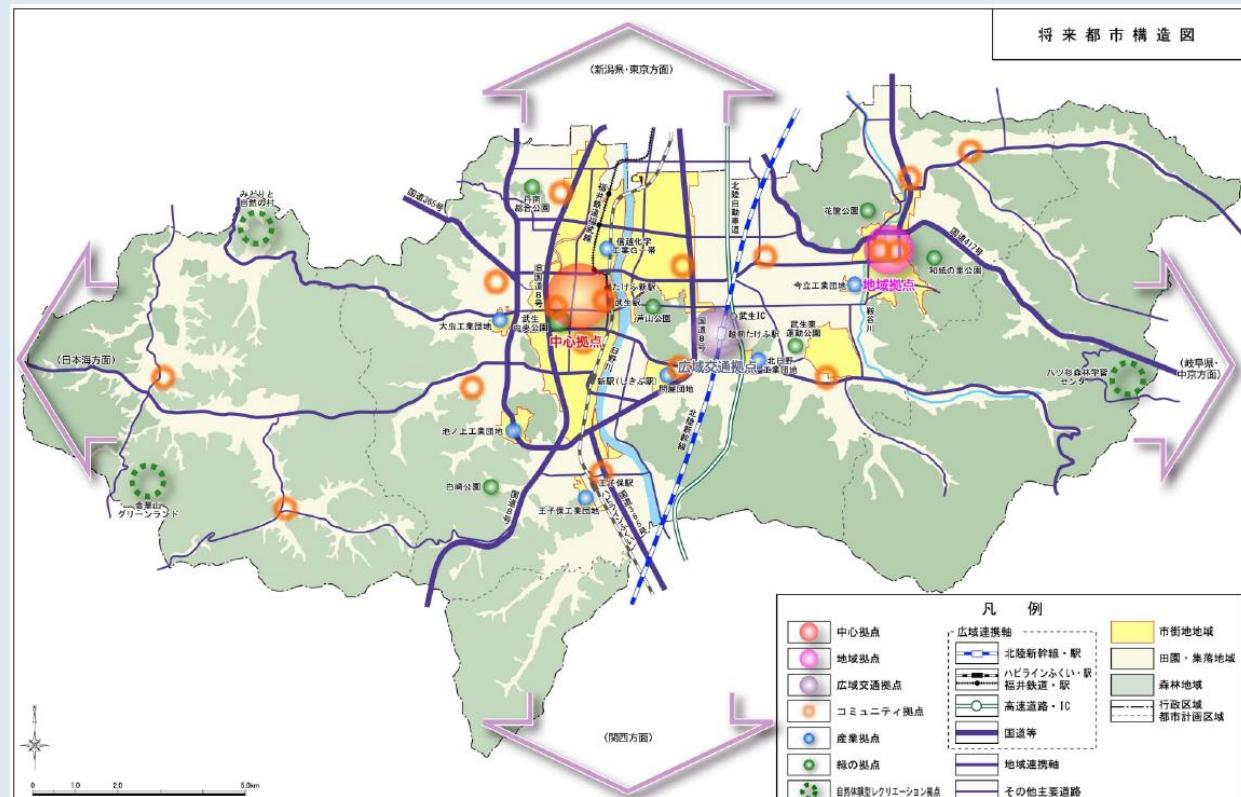
まちの新たな生成・・・「新たな価値の創出」、「継承」と「継続」

⇒地域資源を磨き上げ、まちの新しい魅力や価値を創り出し、将来に伝える

■将来都市構造・・・分散ネットワークのまちづくり

⇒3つの拠点※、各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持

※3つの拠点：中心拠点（本庄周辺地区）、地域拠点（あいぱーく今立周辺）
広域交通拠点（北陸新幹線越前たけふ駅周辺）



現行計画の「まちづくりの方針」へ反映

■現行計画のまちづくりの方針

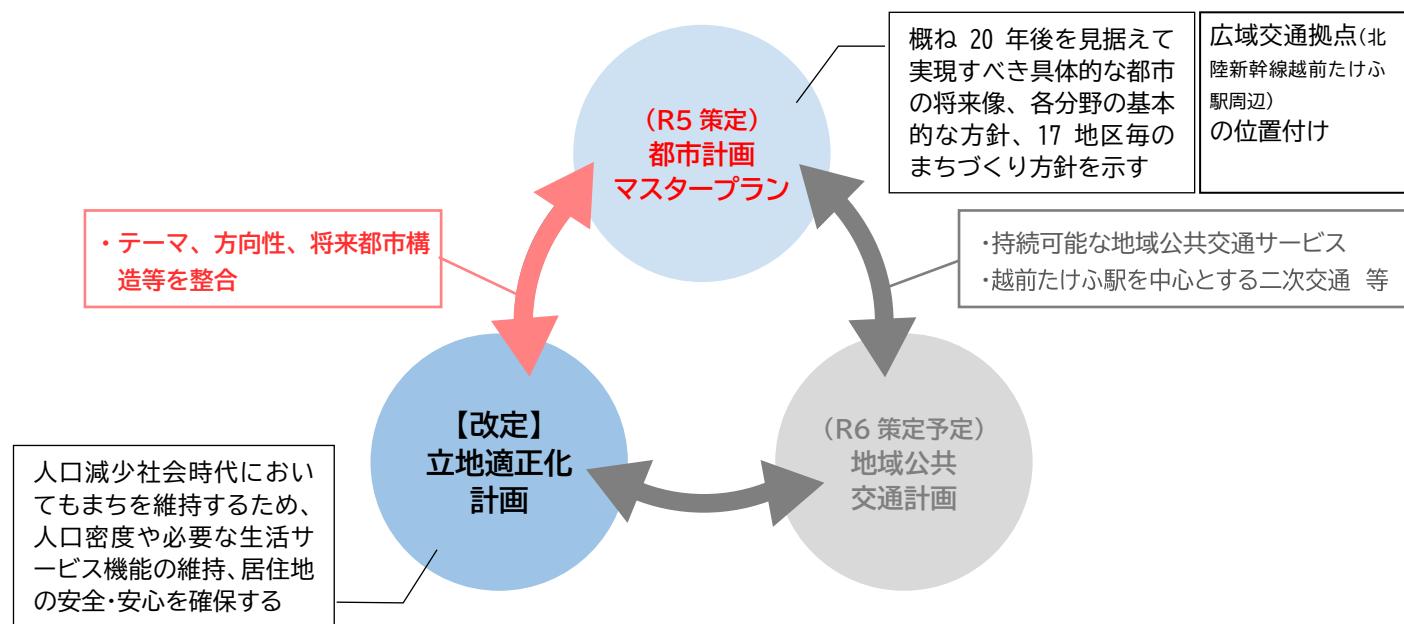
「持続可能なネットワーク型コンパクトシティ」

中心市街地を中心として、市民生活を豊かにする都市機能の充実、公共交通を中心とするネットワークの構築により、まちなか、その周辺部及び農山村部がネットワーク化された、コンパクトで持続的に発展するまちを目指す。

例えば

コンパクトシティは誤解を生みやすい、第2期越前市都市マスタープランでは用いていないが、無秩序な市街地の拡大や開発を抑制し、地域コミュニティをネットワークでつなぐ考えは同じ

「ネットワーク型コンパクトシティ」⇒「分散ネットワークのまちづくり」



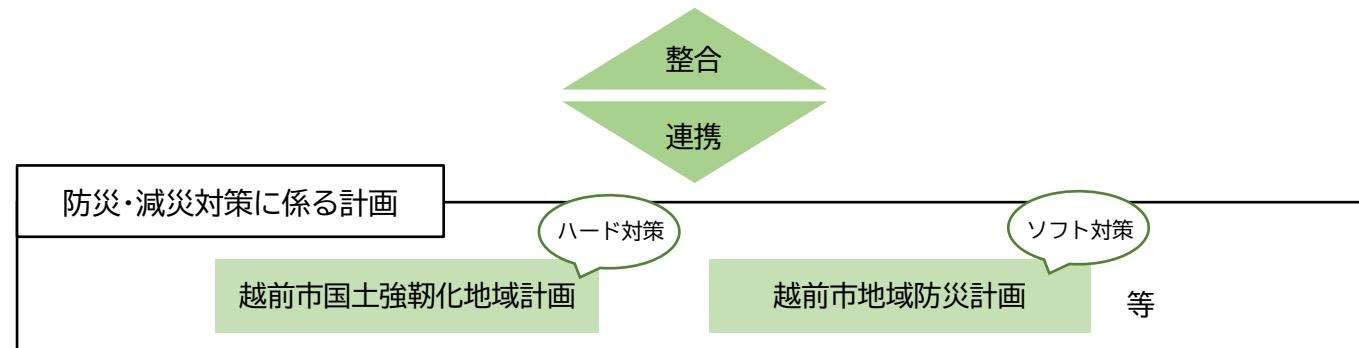
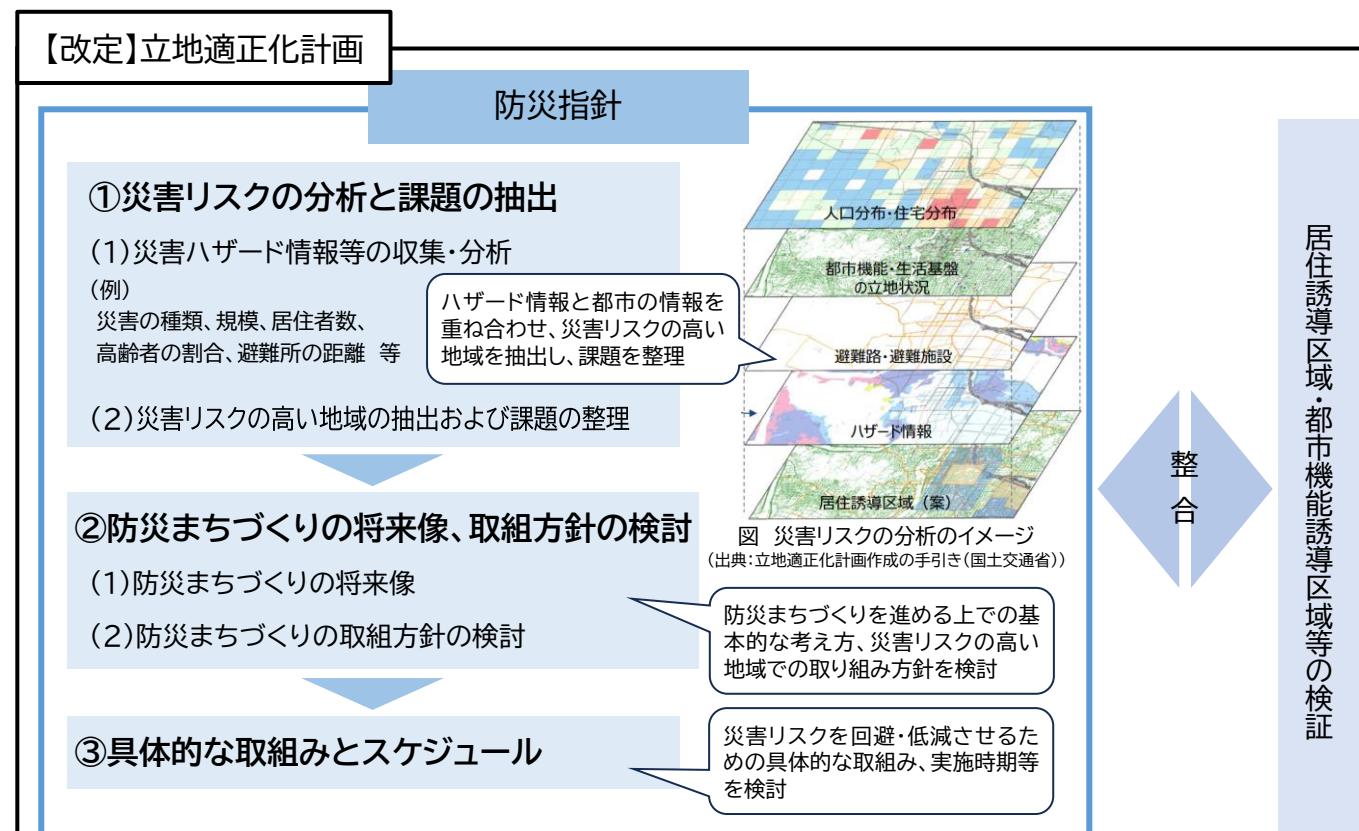
3-2 防災指針の作成

(1) 防災指針とは

近年の自然災害の頻発化や激甚化等を踏まえて、2020年（令和2年）6月の都市再生特別措置法の改正により新たに、記載事項として追加されました。

改定では、越前市国土強靭化地域計画などの防災・減災に係る関連計画と連携・整合を図りながら、安全・安心な地域づくりの実現に向けた検討を行います。

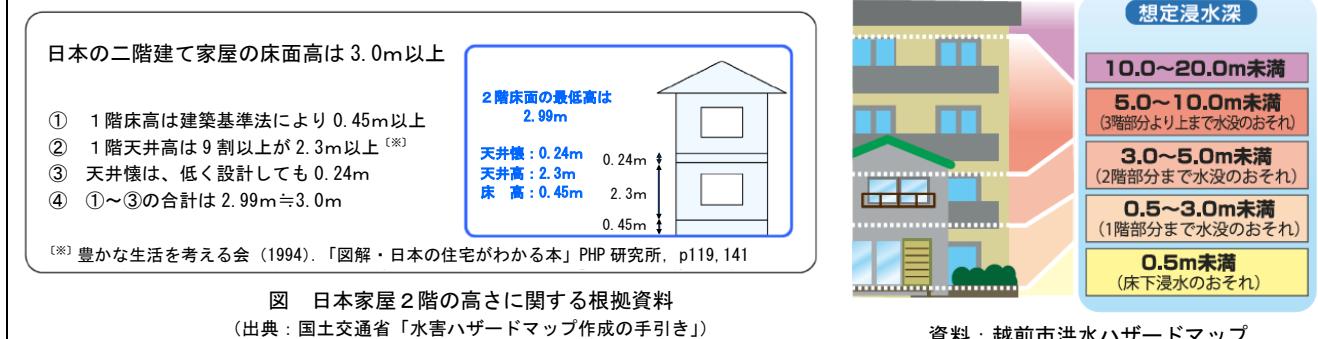
具体的には、居住誘導区域と都市機能誘導区域で想定される水害（水害と土砂災害）ハザードを対象として、災害リスクの分析、課題の抽出を行い、防災まちづくりに関する取り組み方針、具体的な施策等を示します。



■ 水害と土砂災害の種類

① 浸水深が深い区域（浸水深さが3m以上）

浸水深さが3mを超える区域は、日本家屋の平均的な2階床面を超える高さであり、仮に垂直避難を行ったとしても、なお危険が伴う水位とされています。

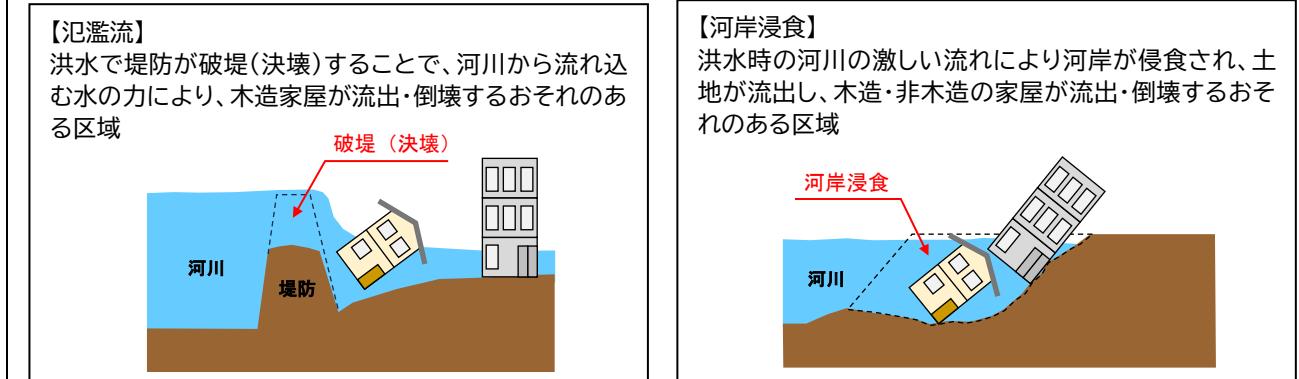


② 浸水継続時間が長い区域（3日以上）

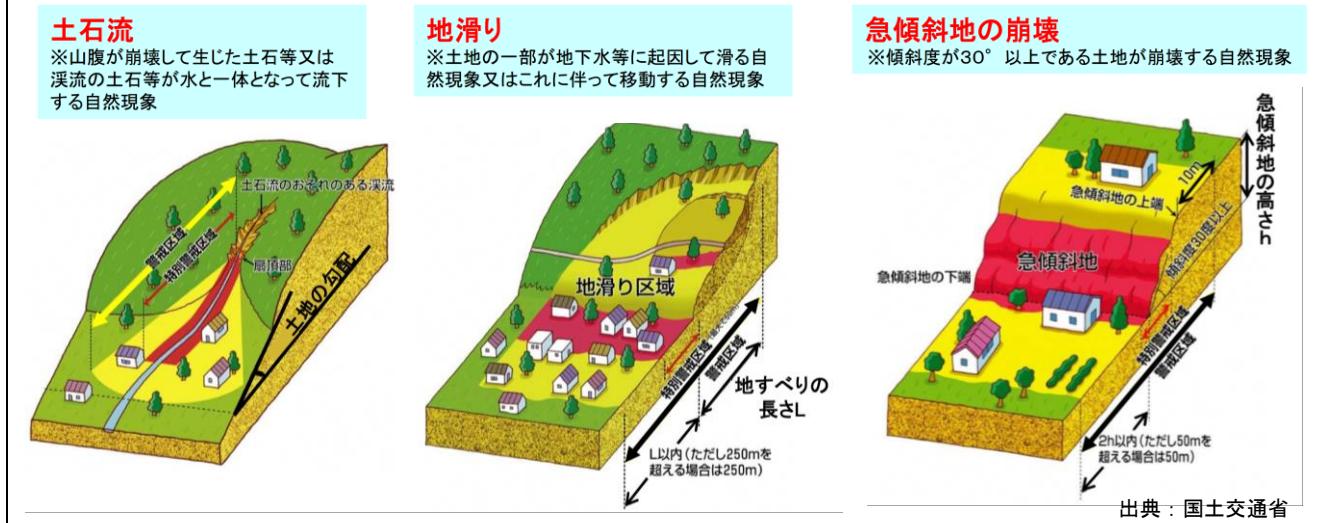
浸水継続時間とは、洪水時に屋外への避難が困難になるとされる0.5m以上の浸水深を上回る時間と区域を示すものであり、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあります。（参考資料:立地適正化作成の手引き）

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲を示すもので、河岸侵食と氾濫流があります。



④ 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）



3-3 地域公共交通計画との連携

(1) 地域公共交通計画とは

地域の移動手段を確保するために、地方公共団体が中心となって交通事業者や住民等と作成する計画です。

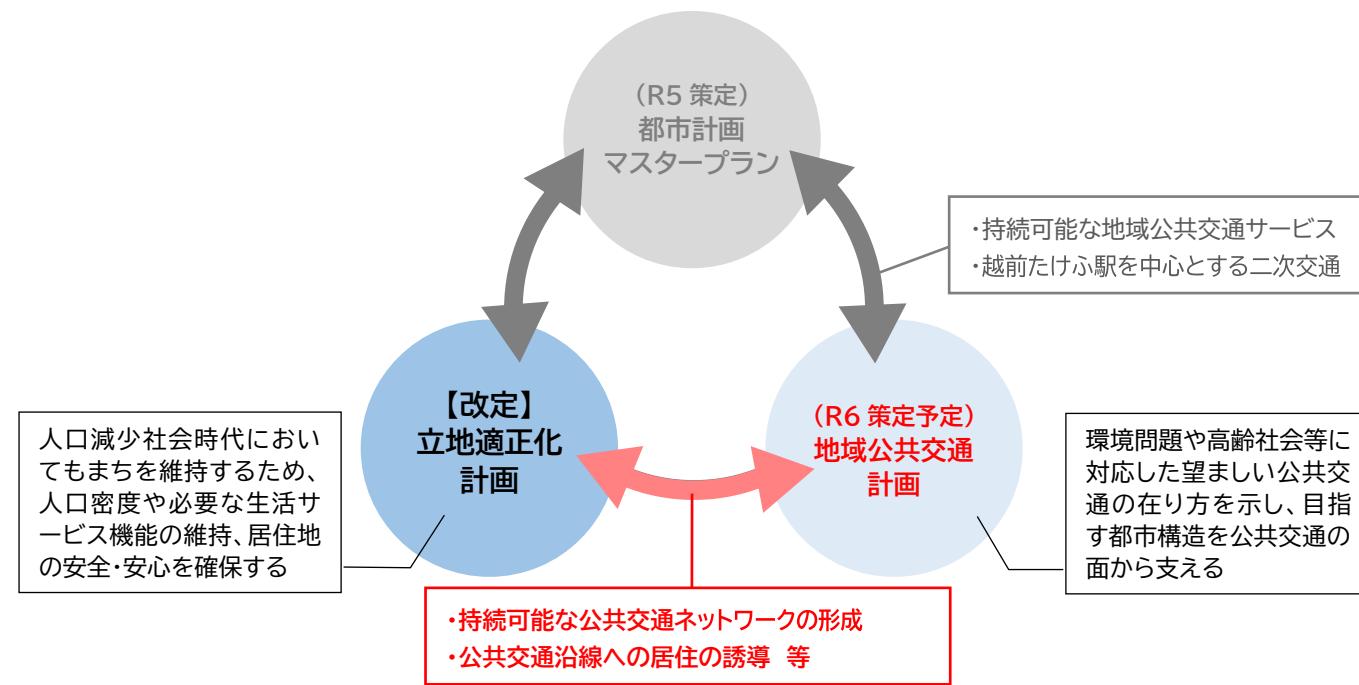
具体的には、鉄道やバス、タクシーといった既存の公共交通サービスに加え、必要に応じてデマンド交通や自家用有償旅客運送、民間事業者による送迎サービス等も組み合わせることで、使いやすくより便利な移動となるよう検討します。

また、鉄道、路線バス、市民バス、タクシーなどをトータルで最適化した、**持続可能な公共交通ネットワークの形成**を目指します。

令和5年度第2回越前市地域公共交通会議資料抜粋

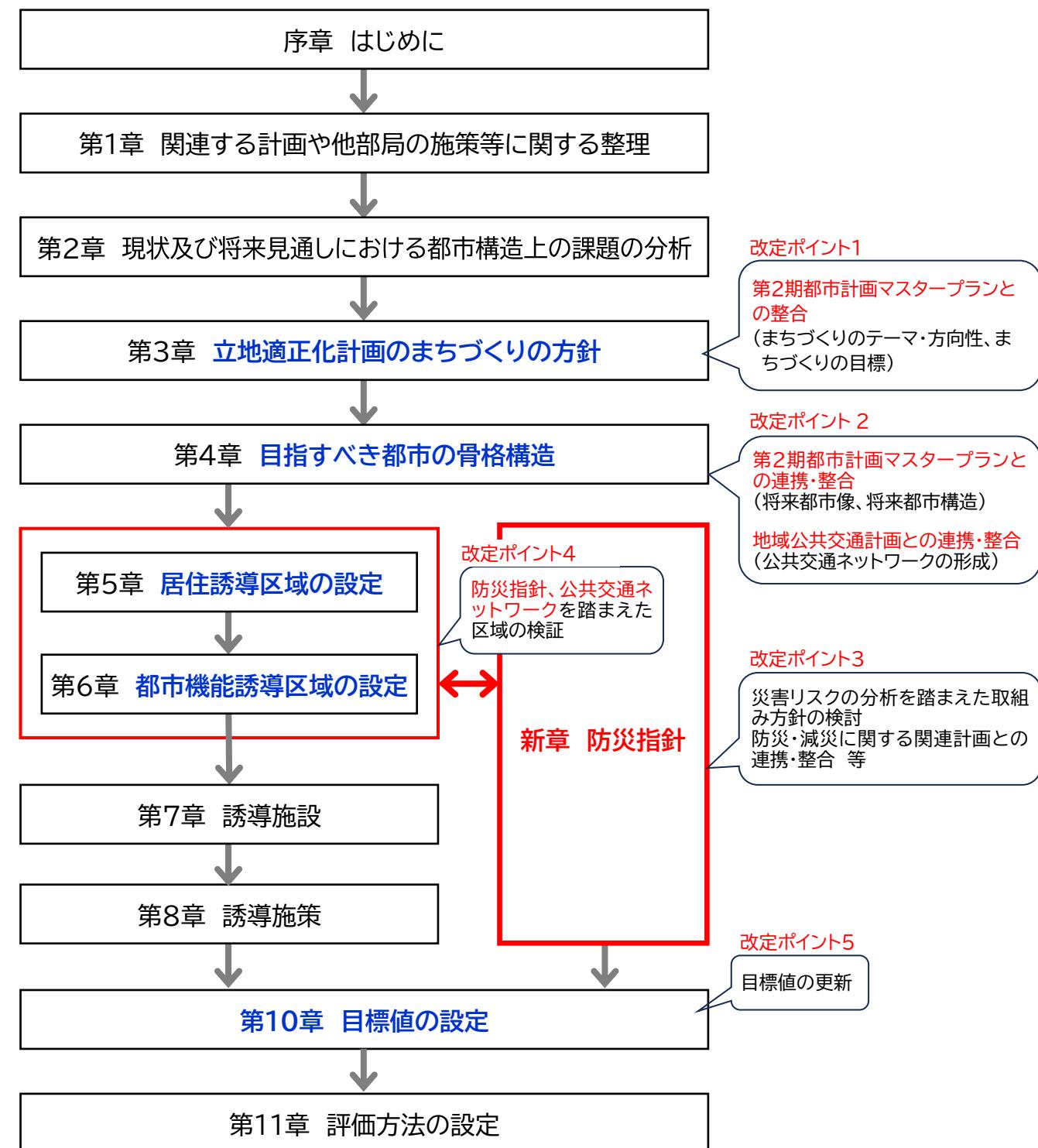
令和6年度策定予定

公共交通ネットワークと 都市構造や誘導区域との整合



3-4 改定箇所のイメージ

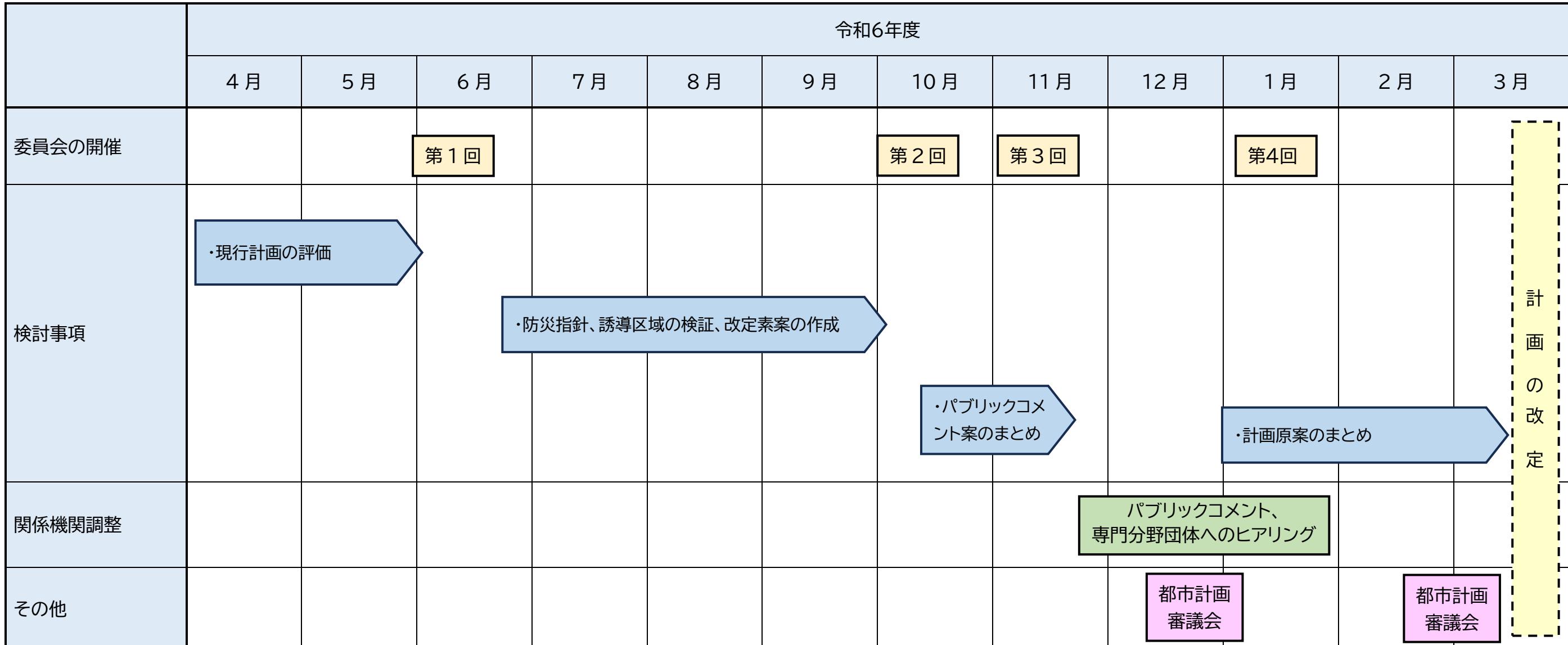
(1) 現行計画の構成と主な改定ポイント



4. 策定スケジュール

令和6年度中に4回の委員会を開催し、改定計画を取りまとめる予定です。

第2期都市計画マスターplanと同様に、パブリックコメントを通じて、市民への計画の周知、意見の反映に努めます。



第1回委員会

- 計画の目的や内容、改定のポイント等について理解し、共有を図る

【主な議題】

- ・立地適正化計画とは
- ・現行計画について
- ・改定のポイント

第2回委員会

- 防災指針等の改定素案について意見交換

【主な議題】

- ・まちづくりの方針、都市の骨格構造
- ・防災指針
- ・誘導区域、目標値 等

第3回委員会

- パブリックコメントに諮る計画素案について意見交換し、共有を図る

【主な議題】

- ・パブリックコメント素案

第4回委員会

- パブリックコメント等の結果を共有し計画、原案への反映方針について意見交換する

【主な議題】

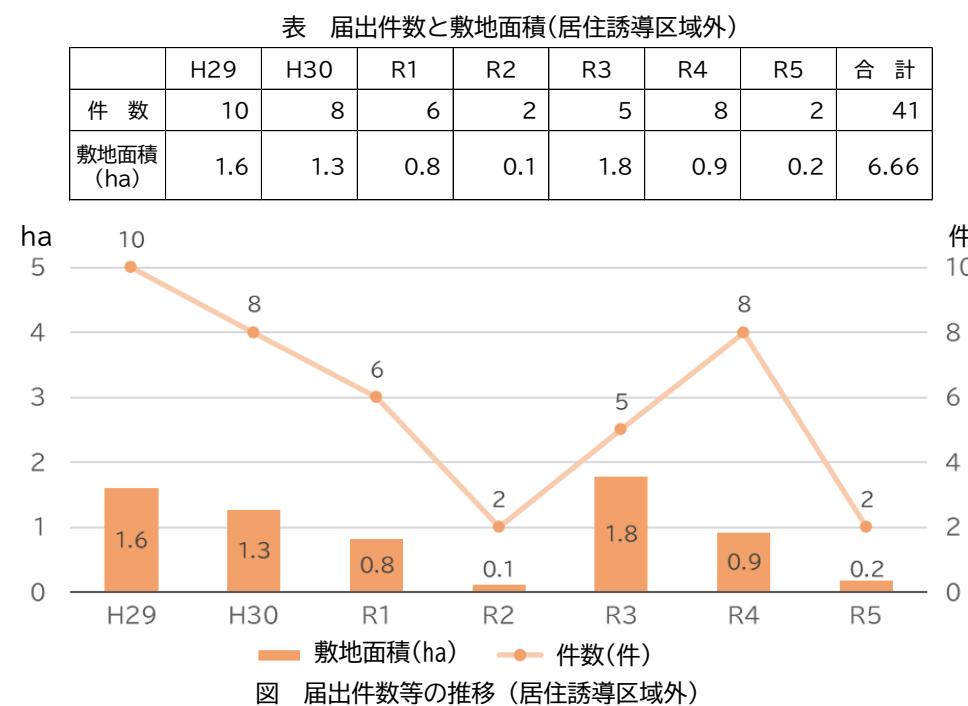
- ・パブリックコメント結果
- ・計画原案への反映方針 等

(参考) 現行計画の進捗状況

(1) 届出制度の状況

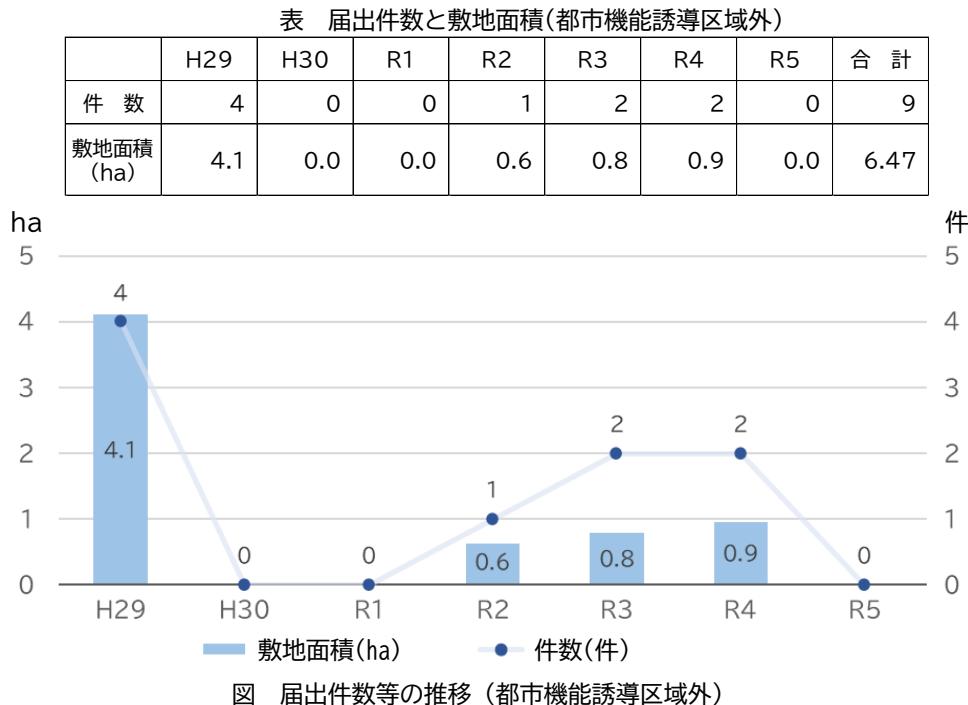
① 居住誘導区域

- 運用開始後これまでに 41 件、約 6.6ha の届け出が行われています。
- 件数、敷地面積とも初年度（平成 29 年度）に 10 件 (1.6ha) の届出があった以降減少傾向にあります。令和 3 年度は増加に転じ、敷地面積は過去最大となりました。令和 5 年度は減少しています。



② 都市機能誘導区域

- 運用開始後これまでに 9 件、約 6.5ha の届け出が行われています。
- 初年度（平成 29 年度）に 4 件 (4.1ha) の届出があった以降 2 年間は届け出がありませんでしたが、令和 2 年度以降は届出が行われています。



(2) 施策の実施状況

① 独自の施策

■緩やかな居住の誘導

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
住宅の取得、リフォーム、空家の解体等に対する補助金の交付や家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> 誘導区域内における住宅に関する各種補助制度を実施中 <p>【補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家リフォーム 多世帯同居リフォーム(完了)、多世帯近居住まい推進 住宅取得支援 住宅団地整備 結婚新生活支援家賃補助(完了)

■UIJ ターンや定住の促進

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
空家や空室の情報や、住まいに関する支援制度等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 5 月から新たに土地の情報の掲載を開始し、空き家、空き室等の住まい情報を一元的に集約し、住まい等を探している方々の幅広いニーズに応じた情報を提供中

■公共交通利便性の向上・交通結節機能の強化

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
バスの利用者ニーズに応じたルートやダイヤの見直し、停留所の増設・移設 鉄道駅やターミナル機能を有するバス停環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通会議において、公共交通の利用状況、利便性改善に関する取り組みを実施 運行ルート、ダイヤの見直し、停留所の増設・移設 利用者アンケートの実施 危険バス停の移設先の検討 坂口地区における自家用有償旅客運送事業の実証実験 デマンド交通実証実験 運転免許返納者に対する市民バス無料乗車券の交付 地域公共交通計画の策定に向けた取り組み (R6)

■災害に強い市街地環境の整備

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
浸水対策の推進による災害リスクの軽減 ハザードマップの活用による災害リスクの周知	<p>【災害リスクの軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野瀬川ダム整備中 (2025 年度完成予定) 吉野瀬川放水路の整備 (平成 29 年 11 月完成) <p>【洪水ハザードマップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 5 月に計画規模降雨(100 年確率)、想定最大規模降雨(1000 年確率)の 2 種類を作成 日本語版に加えて、外国語版も作成 <p>【ため池ハザードマップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 2 月に 18 箇所を追加

(参考)現行計画の進捗状況

■高齢者の居住環境の向上

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
基幹型地域包括支援センターの機能の維持、役割分担の明確化による地域包括支援センター・地域包括サブセンターとの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期越前市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画（あいプラン21）を策定（令和3年3月） ・地域包括支援センターを日常生活圏ごと（市内6か所）に配置

■子ども子育て環境の充実

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
認定こども園の普及、相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市子ども・子育て支援計画（第2次）計画を策定（令和元年10月） ・13箇所（公立3(7)箇所、私立6(13)箇所）の認定こども園の整備（）内は市全域 ・5箇所の地域子育て支援センターを整備済 ・子ども・子育て支援法で定められた地域子ども・子育て支援事業を実施中

■公共施設の適正配置及び公的不動産の管理・活用

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
越前市公共施設等総合管理計画に基づく再編・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・越前市公共施設等総合管理計画（令和4年3月更新）に基づき、施設保有量の適正化、「予防保全型」施設管理への移行による維持補修費用の縮減・施設の長寿命化を推進 ・令和3年3月末時点までの5年間で、建築系公共施設の総延床面積は約5%（17,885m²）の削減を達成

■北陸新幹線新駅周辺の活力吸引によるまちの活性化

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
新幹線駅と中心拠点・地域拠点を連絡する二次交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・越前たけふ駅二次交通需要調査の実施（令和4年度） ・ハピライン武生駅と結ぶシャトルバスの運行 ・デマンド交通実証実験の停留所を設定

② 国の支援を受けて行う施策

施 策	現行計画策定以降の進捗状況
国の補助事業等を活用し、生活利便性や安全性の向上、にぎわいの再生	<p>都市構造再編集中支援事業（国土交通省都市局）を活用 (平成30年度～令和4年度) 本庁舎周辺地区を中心に事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザたけふ3階（子育て世代活動支援センター、地域交流センター） ・本庁舎前交流広場、シンボルロード（庁舎前の県道）再整備 ・武生中央公園まさかりどんの館（観光交流センター） ・北府駅鉄道ミュージアム ・総社通り街なみ景観整備と道路空間の再編 ・紫式部公園再整備 等 <p>(令和5年度～令和9年)武生西部地区において実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハピラインふくいしきぶ駅前広場 ・避難施設の耐震補強（西公民館、南公民館、武道館） ・デマンド交通実証実験 等

(3) 数値目標の進捗状況

【評価指標1】居住誘導区域内の人口密度

使用データ：国勢調査
越前市人口ビジョン

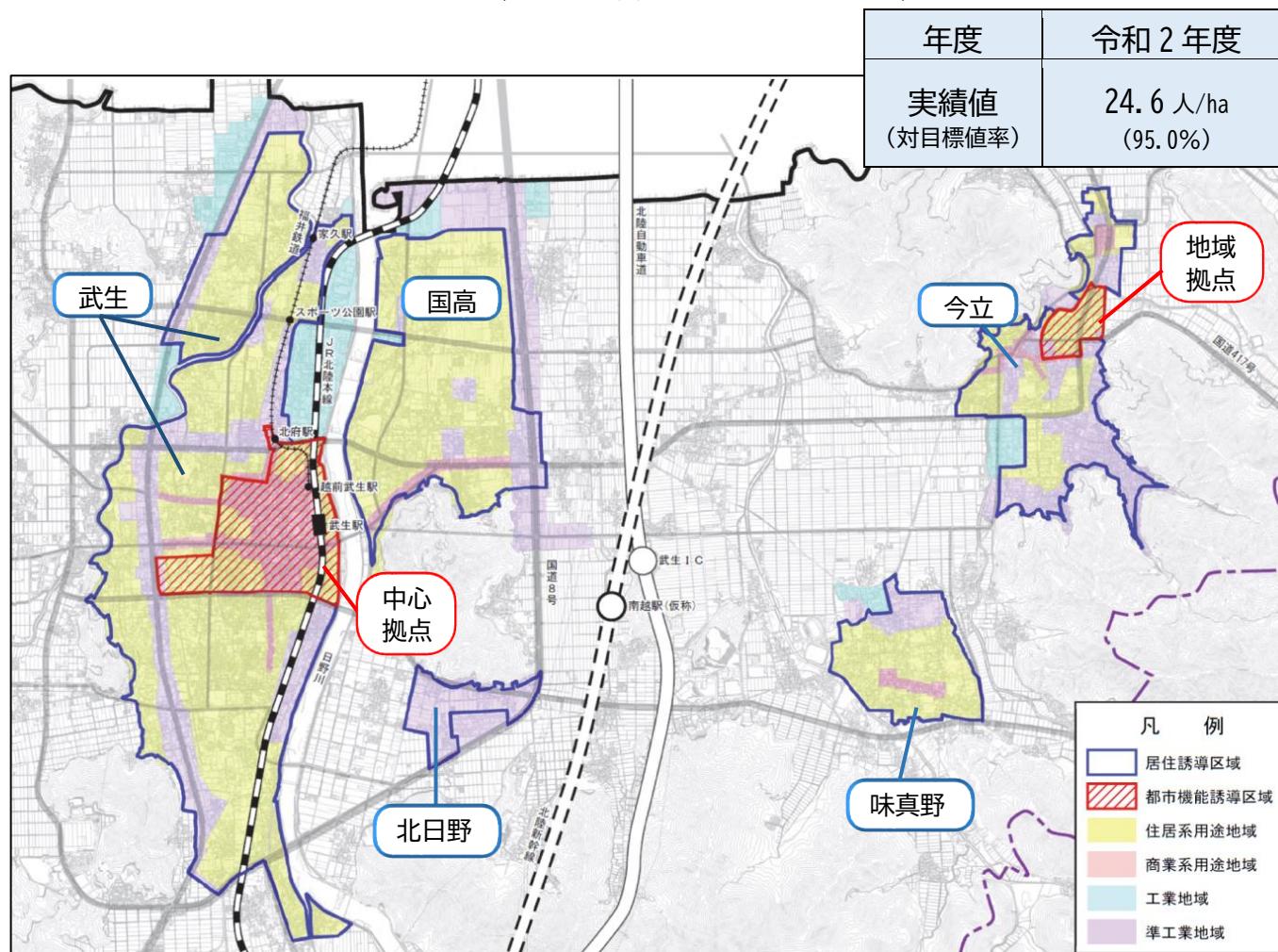
基準年度	平成22年度	目標年度	令和22年度
基準値	25.6人/ha	目標値	25.9人/ha

■進捗状況（令和2年度国勢調査）

	H22	R2		(R2) - (H22)	
	人口（人）	人口密度（人/ha）	人口（人）	人口密度（人/ha）	人口（人）
武生	30,235	30.6	28,226	28.5	-2,009
国高	8,564	18.6	9,716	21.1	1,152
今立	6,558	27.1	5,693	23.5	-865
味真野	1,665	13.5	1,628	13.2	-37
北日野	947	15.9	847	14.2	-100
合計	47,969	25.6	46,110	24.6	-1,859

・人口は、いずれも現在の用途地域内を対象（各年国勢調査をもとに按分率を設定して算出）

・人口密度はH22の用途地域により算出（R2の工業団地の拡大は考慮しない）



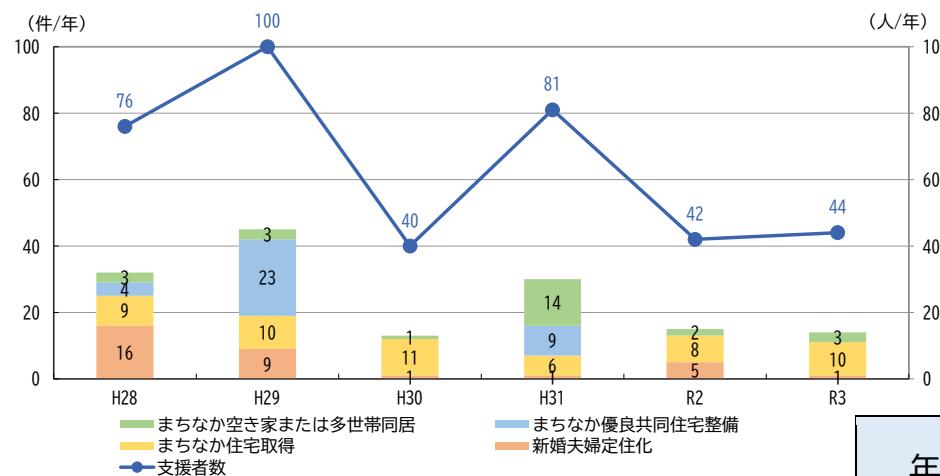
(参考)現行計画の進捗状況

【評価指標2】中心市街地での施策による移住者数

使用データ：第3期越前市中心市街地活性化基本計画(基準値・目標値)
越前市中心市街地活性化プラン(実績)

基準年度	平成27年度
基準値	64人/年

目標年度	平成28年度～令和3年度の平均
目標値	66.7人/年



【評価指標3】福井鉄道福武線の市内駅の利用者数

使用データ：福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画(基準値・目標値)
越前市統計年鑑(実績)

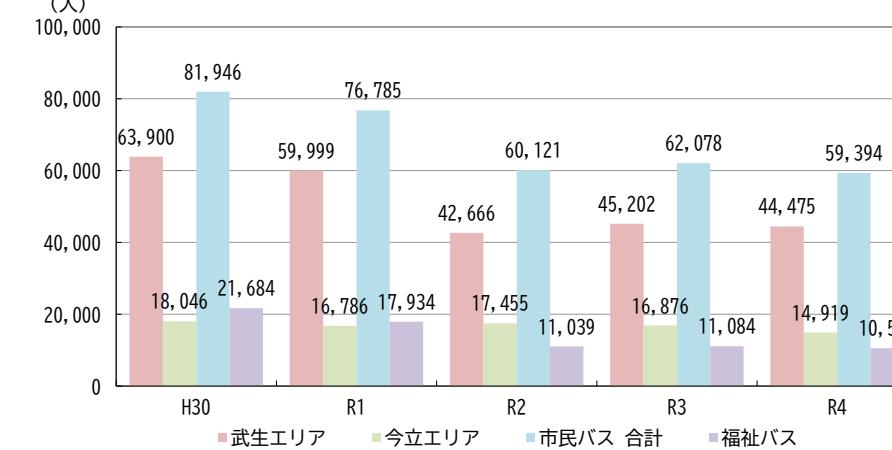
基準年度	平成27年度
基準値	303,325人/年

目標年度	令和3年度
目標値	315,600人/年

基準年度	平成27年度
基準値	92,151人/年

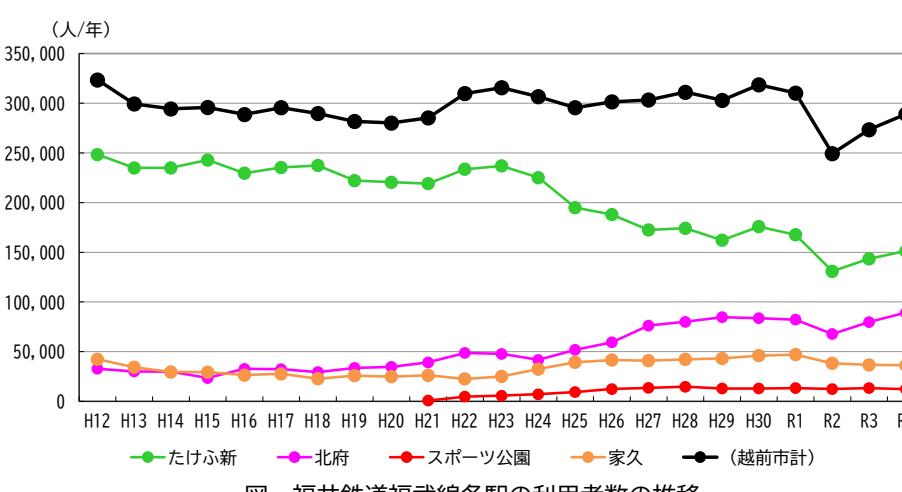
(市民バス合計+福祉バス)

(市民バス合計+福祉バス)



年度	令和3年度	令和4年度
実績値 (対目標値率)	73,162人/年 (76.2%)	69,945人/年 (72.9%)

(市民バス合計+福祉バス)



【まとめ】進捗状況のまとめ

評価指標 (実績値の算出根拠)	現 行 計 画		実績値 (年度) (対目標値率=実績値/目標値)
	基 準 値 (基 準 年 度)	目 標 値 (目 標 年 度)	
①居住誘導区域内の人口密度 (令和2年国勢調査)	25.6人/ha (H22)	25.9人/ha (R22)	24.6人/ha (R2) 95.0%
②中心市街地での施策による移住者数 (越前市中心市街地活性化プラン)	64人/年 (H27)	66.7人/年 (R3)	63.8人/年 (H28～R3の平均) 95.7%
③福井鉄道福武線の市内駅の利用者数 (越前市統計年鑑)	303,325人/年 (H27)	315,600人/年 (R3)	273,442人/年 (R3) 86.6%
④市民バスの利用者数 (令和5年度 第1回越前市地域公共交通会議資料)	92,151人/年 (H27)	95,900人/年 (R3)	73,162人/年 (R3) 76.2%